

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年1月19日

【事業年度】 第60期(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 I M V株式会社

【英訳名】 I M V C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 小 嶋 成 夫

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

【電話番号】 06-6478-2565(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 中 村 雅 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

【電話番号】 06-6478-2565(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 中 村 雅 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)
I M V株式会社東京支店
(東京都千代田区三崎町2丁目6番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年12月25日に提出いたしました第60期(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

決算期	9月30日
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
中間配当基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	50円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額

公告掲載方法	日本経済新聞（注）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行います。公告のホームページアドレスは(<http://www.imv.co.jp/>)といたします。

（訂正後）

決算期	9月30日
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
中間配当基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	50円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞（注）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 平成18年12月22日開催の定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、当社の公告方法は次のとおりとなりました。

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりです。

<http://www.imv.co.jp/ir/>